

水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

50百万円（5百万円）

廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理・不法投棄対策推進室

1. 事業の必要性・概要

金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、本年10月の外交会議にて水銀に関する水俣条約が採択されたことから、今後水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。条約の早期批准のため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行い、条約発効後の国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- ・水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固形化技術の調査研究や処分場における環境影響調査等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討を行う。
- ・水銀処理技術については、我が国がリードする予定のバーゼル条約水銀廃棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。

3. 施策の効果

- ・水銀条約発効に伴い使用制限等により廃棄物となる水銀について、環境上適正な処理を確保する。
- ・水銀廃棄物の処理に係る知見を国際的に提供し、我が国の処理技術の国際的な展開を図るとともに、地球規模での環境負荷低減に資する。

水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

平成26年度予算(案)額50百万円(平成25年度予算額5百万円)
支出予定先(民間調査会社等)

	H25	H26	H27	H28	H29~
水俣条約	条約採択(10月熊本・水俣) バーゼル条約技術ガイドラインの更新 水銀廃棄物閾値の議論		条約批准見込み	条約発効見込み COPにて、閾値の決定、環境上適正な管理に関する附属書(第11条3項)の採択	
国内法措置 (廃棄物処理法)	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物の定義の検討 ・処理基準の検討 ・水銀安定化施設の技術基準の検討 等 		関係法令の改正予定	関係法令の施行予定	
本事業	水銀回収スキームの検討 処理技術の検討 国際的な展開	<p>水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの検討 等</p> <p>・金属水銀の安定化・固化化技術の調査検討 ・水銀処理過程における環境影響調査 ・最終処分場における水銀処理物の長期挙動の調査研究 ・水銀含有廃製品の溶出試験、回収・処分方法の検討 等</p> <p>バーゼル技術ガイドライン更新の検討 等</p>	<p>水銀回収の普及</p>		